

現物取引 取引ルール

特長 取引ルール 手数料 取引時間 配当金 入出庫 現物取引Q&A

- 1. 完全前受制度 2. 取敢銘柄 3. 注文方法 4. 注文時間・取引経路 5. 注文変更・取消 6. 注文失効 7. 買付代金即日徴収銘柄について 8. 内出来について 9. 約定照会について 10. 売買単位 11. 取引上限 12. 日計り取引について 13. 比例配分ルールについて 14. 上場投資信託・上場投資証券 15. 特定口座制度 16. 取得単価の計算方法

1. 完全前受制度

当社は「完全前受制度」を採用しています。買付の場合は「現物買付余力」の範囲内で、売りの場合は「売却可能数量」の範囲内で注文をお受けします。但し、差金決済に該当する注文は受けかねますのでご了承ください。

「現物買付余力」について

「現物買付余力」とは現物株式の買付可能な上限金額のことであり、売注文によりリアルタイムに増減します。

- 「現物買付余力」が満額する場合は「現物買付余力」の範囲内で、売りの場合は「売却可能数量」の範囲内で注文をお受けします。但し、差金決済に該当する注文は受けかねますのでご了承ください。

「売却可能数量」について

お客様からお預かりしている銘柄、株数の範囲内で売却注文を行うことができます。

2. 取敢銘柄

当社の取敢市場・取敢銘柄は次のとおりです。

国内株式: 東京証券取引所(1部、2部、マザーズ、JASDAQ) 国内上場外国株式の当社取扱銘柄はこちら

上場投資信託: ETF(上場投資信託) REIT(不動産投資信託) ベンチャーファンド

上場投資証券: ETN(上場投資証券)

- 下記銘柄についてはお取り扱いしておりません。 ※ 日本証券業協会認定取引所取扱上場銘柄: 日経300銘柄 TOKYO PRO 銘柄 TOKYO IPO 銘柄

3. 注文方法

銘柄コード 4桁の銘柄コードを入力してください。

市場 ※「東証」は東京証券取引所を指します。

口座 特定口座を開設している場合は、買付注文時に「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。

取引区分 「現物」をご選択ください

注文タイプ 「通常」又は「逆指値」をご選択ください。

買/売 「買」又は「売」をご選択ください。

取引数量 注文数量を入力してください。注文数量の上限はありません。また、銘柄の1回当たりの注文金額上限は5億円となっています。

逆指値条件 ※当該銘柄の現在値、連続約定配分、特別配分のいずれかが逆指値条件に到達した場合に注文が執行されます。

指値注文のときは注文値段をご入力ください。成行注文のときは「成行」を選択してください。

注文方法 指値/成行 執行区分 注文の内容

「寄付」、「引け」、「指成」、「IOC」を選択することができます。

執行区分 ※「逆指値」を選択した場合、「寄付」を選択することはできません。

有効期限 「当日限り」、「指値まで」、「指付指定」のいずれか一方を選択してください。

- ※ タイミングによっては変更・取消が完了する前に、注文が約定する場合があります。

4. 注文時間・取引経路

当社のホームページは原則として24時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス時間については、会員ページのログイン不可、又は取引注文不可場合があります。

インターネット コールセンター

※ 当社営業日における取引時間です。

※ 全ての取引について、取引時間外の注文は予約注文となります。

※ 取引・現渡は15:30まで受け付けております。17:00以降の取引・現渡につきましては、翌営業日の8:30に約定されます。

取引所の取引時間

取引所 前場 後場

東京証券取引所 9:00~11:30 12:30~15:00

- 【ご注意】 営業日の11:30から12:05頃までの注文の変更・取消は、取引所の処理が開始されるまで、取引中・取消中のままの表示となります。

5. 注文の変更・取消

注文を変更する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴(変更・取消)】の一覧表の【変更】をクリックしてください。

- 株数、市場、執行区分(寄付・引け・指成)を変更する場合は、一度注文を取消し、再度注文を行ってください。

- 逆指値注文で指定の条件に到達していない場合、逆指値条件の値段を変更出来ます。「以上」、「以下」の指定は変更できません。

- 取引確認番号を入力し、「注文変更」をクリックすると変更注文完了です。

注文を取消する方法

- 会員ページ【株式】>【注文履歴】の一覧表の【取消】をクリックしてください。

- 取引確認番号を入力し、「注文取消」をクリックすると取消注文完了です。

- 【ご注意】 タイミングによっては変更・取消が完了する前に、注文が約定する場合があります。

6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が価格制限から外れた場合。

- 指値が呼値の単位から外れた場合。

- 執行区分で「寄付」を選択し、寄付で約定しなかった場合。

- 執行区分で「引け」を選択し、引けで約定しなかった場合。

- 執行区分で「IOC」を選択し、取引時間外に注文した場合。

- 売買単位が変更された場合。

- 制限価格が変更された場合。

- 株式分割の権利落ち日をまたぐ場合。

- 株式が併合された場合。

- 買付け代金即日徴収規制がかかった場合。(この場合、売り注文は失効となりません)

- 【ご注意】 その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。

7. 買付代金即日徴収銘柄について

買付代金即日徴収とは、新上市銘柄が上場初日に売買が成立した場合は、注文が受理したときに、買付代金(現金)を3営業日ではなく、買い付けた新上市銘柄株式を最初期に売却することです。

買付代金即日徴収となった場合、以下の処置がとられますのでご注意ください。

- 終日、「差込み」の買い及び売りの注文は受け付けません。

- 前営業日からの「通い及び」の注文は失効となります。(この場合、売り注文は失効となりません)

- 当日の売却代金など、受渡しが行われていない金額は余力計算に含まれません。

- 証券ネット口座の余力を用いることはできません。

8. 内出来について

内出来とは発注した注文の一部のみが約定することを言います。例えば、1回の注文で10,000株を発注し、1,000株のみ約定した場合が挙げられます。

1回の注文で複数の約定が成立した場合、当日中であれば1つの約定として手数料を計算しますが、内出来のまま翌営業日に繰り返された注文が翌営業日以降に約定した場合、各約定ごとにとそれぞれ手数料を計算します。

9. 約定照会について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ【株式】>【約定履歴】をご覧ください。

10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご確認ください。

11. 取引上限

1回あたりの発注限度額は5億円です。

12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同受渡日)に同銘柄の買いと売りを行う取引のことをいいます。

- 「買→売=買」又は「売→買=売」は、差金決済取引に該当する場合があります。(下場参照)

- 同日(同受渡日)の売買であっても、他銘柄への差込売買「買→買→買=買→買→買」は可能です。

差金決済に該当する例

例1) 現かり金50万円 保有株なし

取引1 A銘柄 買付 500円 1,000株 500,000 0

取引2 A銘柄 売却 600円 1,000株 600,000 500,000

取引3 A銘柄 買付 500円 1,000株 500,000

※取引3は差金決済に該当するため、取引できません。

例2) 現かり金なし B銘柄1,000株保有

取引1 B銘柄 売却 1,000円 1,000株 1,000,000 1,000,000

取引2 B銘柄 買付 900円 1,000株 900,000 100,000

取引3 B銘柄 売却 800円 1,000株 800,000

※取引3は差金決済に該当するため、取引できません。

13. 比例配分(ストップ配分)ルールについて

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準で自動的に割当を行います。

- お客様単位に注文数量を合計します。

- 注文合計数量の多いお客様に順に1単元ずつ配分を行います。

- 割当数量が無くなるまで2を繰り返します。

14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託・上場投資証券は次のとおりです。

上場投資信託

国内上場投資信託(ETF) 日経平均株価や特定指標などに連動するように運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託です。

不動産投資信託(REIT) オフィスビルやマンションなどの不動産で運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託です。

ベンチャーファンド ベンチャーファンドは、ベンチャー企業への新たな資金供給スキームとして、投資法人(会社型投資信託)を活用したもので、株式市場で売買可能な投資信託です。

上場投資証券

上場投資証券(ETN) 信用力の高い金融機関が特定の指標との連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券です。

- ETF・ETN取扱銘柄一覧

- REIT取扱銘柄一覧

日経300株指数連動型上場投資信託は取り扱っておりません。

15. 特定口座制度

特定口座の概要

「特定口座制度」とは、金融商品取引業者がお客様に代わって、上場株式等の譲渡所得の計算を行い、その譲渡益等を記載した「年間取引報告書」を作成し、税務に納税できる制度のことです。

特定口座は金融商品取引業者とつづき口座開設することができます。

特定口座の種類

特定口座には1.源泉徴収ありの口座、2.源泉徴収なしの口座の2種類があります。

- 源泉徴収ありの口座

現物売却・信用返済の約定ごとに、当社が税額を計算し、源泉徴収して税務署へ納めます。お客様は、株式の譲渡益の申告における一切のお手続きを省略することができます。

※「売買損失の繰越し控除」を利用するためには、確定申告が必要です。(売買損失の繰越し控除とは、平成15年1月以降、その年の金融商品取引業者を通じて上場株式等の譲渡は、翌年以降も3年間繰上ることができる制度のことです。)

- 源泉徴収なしの口座

金融商品取引業者が発行する年間の譲渡益等が記載された「年間取引報告書」により簡易な手続きで申告・納税することができます。各種特例の適用や「一般口座」ならびに他金融商品取引業者の口座との損益通算が可能です。

譲渡損失と配当金・分配金の損益通算について

特定口座の「源泉徴収あり」をご利用で、配当金受け取り方法に「株式数比例配分方式」を指定している場合、上場株式等の配当金等(国内上場株式の配当金、国内ETF・REITの分配金)について株式等の譲渡損失と損益通算することができます。確定申告は原則不要となります。

※ 権利確定日に「株式数比例配分方式」に登録されている銘柄のみ

※ 国内上場外国株式の配当金(分配金)は、郵便為替(配当金受取債)により支払われます。そのため、特定口座内での株式譲渡損失との損益通算の対象とはなりませんのでご注意ください。

お手続き方法は詳しくは配当金等と譲渡損失の損益通算を参照ください。

税額還付

税額還付とは、源泉徴収ありの特定口座のみに適用されます。税額還付とは、1年に2回以上売却超過した場合、前営業日までの取引で源泉徴収された所得税および住民税が、1年間で過算した譲渡益に対する税額を上回る場合、上回る部分が還付される制度です。

譲渡益控除の詳細については、こちらをご覧ください。

年間取引報告書

「年間取引報告書」は、特定口座内での譲渡にかかる1年間(1月1日から12月31日)の取引内容等を金融商品取引業者で計算し記載した書類です。翌年1月末日までに、会員ページ【マイページ】>【電子書類閲覧】>【年間取引報告書】より閲覧可能となります。一般口座の取引に関しては、作成されませんのであらかじめご了承ください。

主な記載内容は次の通りです。

- 特定口座開設者の氏名、住所、生年月日

- 源泉徴収の有無

- 年間の総収入金額、総取得金額および所得又は損失の額

- 年間の源泉徴収税額

特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座廃止届出書をご提出いただく必要があります。届出書のお取り寄せは電話のみを承ります。

- 解約時点で特定口座に預かりしているものは、一般口座に振替えられます。あらかじめご了承ください。

- 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

特定管理口座について

当社に特定口座が開設されているお客様につきましては、特定口座で保有する株式が上場廃止に該当した場合、特に申し出がない限り、当該株式は特定口座からの移管により、特定管理口座において保管されます。

※ 特定口座を開設いただいたお客様につきましては、特定管理口座も同時にお申し込みいただけます。

【株式としての価値喪失とされるケース】

- 解散および清算終了(合併は除く)

- 破産手続開始の決定

- 会社更生手続に基づく100%減資

- 長寿再生活計画に基づく100%減資

- 特別危機管理開始決定

- 損失の年間繰越控除の対象とはなりません。

- 特定管理口座を開設するには、特定口座を継続している必要があります。

16. 取得単価の計算方法

同一の銘柄を複数回に分けて売買した場合の取得単価の計算は以下のようになります。

1. 複数回に分けて買い付けた場合

受渡金額合計を保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

なお、小数点以下は切り上げます。

例1) 複数回に分けて買い付けた場合

約定期日 注文 約定数量 約定単価 手数料 受渡金額

2006.8.1 買 3 400 100 1,300

2006.8.2 買 5 300 100 1,600

2006.8.3 買 2 500 100 1,100

保有数量合計 10 = 3+5+2

受渡金額合計 4,000 = 1,300+1,600+1,100

取得単価 400 = 4,000÷10

2. 一部を売却した場合

一部を売却した場合、取得単価に変化はありません。

残高金額は受渡金額の合計ではなく、取得単価に現数量を乗じて計算いたします。

例2) 一部を売却した場合

約定期日 注文 約定数量 約定単価 手数料 受渡金額

2006.8.1 買 3 400 100 1,300

2006.8.2 買 5 300 100 1,600

2006.8.3 買 2 500 100 1,100

2006.8.4 売 2 700 100 1,300

取得単価 400

保有数量合計 8 = 10-2

保有残の取得価額合計 3,200 = 400×8

3. 追加で買い付けた場合

買付け前の保有残の取得価額合計に、新たに買い付けた受渡金額を合計したものを、保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

例3) 追加で買い付けた場合

約定期日 注文 約定数量 約定単価 手数料 受渡金額

2006.8.1 買 3 400 100 1,300

2006.8.2 買 5 300 100 1,600

2006.8.3 買 2 500 100 1,100

2006.8.4 売 2 700 100 1,300

2006.8.7 買 6 600 100 3,700

保有数量合計 14 = 8+6

保有残の取得価額合計 6,900 = 3,200+3,700

取得単価 493 = 6,900÷14(小数点以下切り上げ)

※ 手数料については、ゼロラウンドは加味されず、17時以降に加味されますので、ご注意ください。

変更履歴

取引ルールの変更履歴は下記よりご参照ください。

- 株式取引ルール 変更履歴

関連情報 > NISA > 信用取引 > 買入金・振替方法 > 株式の入出庫

GMOCリック証券なら、すべてのサービスがひとつのID・パスワードでご利用いただけます。 [今すぐ口座開設](#)

口座開設 > はじめての方へ > キャンペーン・特典情報

会員サイトにログイン

ユーザーID(ユーザー名)

ログインパスワード

> セキュリティキボードで入力

ログイン

> ログインでお困りの方

お客様サポート

> よくあるご質問

> お問い合わせ

> メンテナンス情報

少額から投資を始めたい

NISA

もともと、嬉しい! 株主優待のご案内

株主優待を獲得! つなぎ売りとはいは?

未成年口座 お取引スタート

証券用語集 調べたい金融用語をチェック

履歴を全部!